

家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(違反に対する異議申立て) 第9条 前条第3項又は第4項の規定に基づく文書警告を受けた事業者は、当該警告の内容に異議がある場合には、文書の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に文書をもって異議申立てをすることができる。 2 公正取引協議会は、前項の異議申立てがあった場合には、当該事業者を追加の主張及び立証の機会を与え、それに基づき更に審理を行い決定を行うものとする。 3 第1項に規定する期間内に異議申立てがない場合には、違反事実が確定したものとする。	